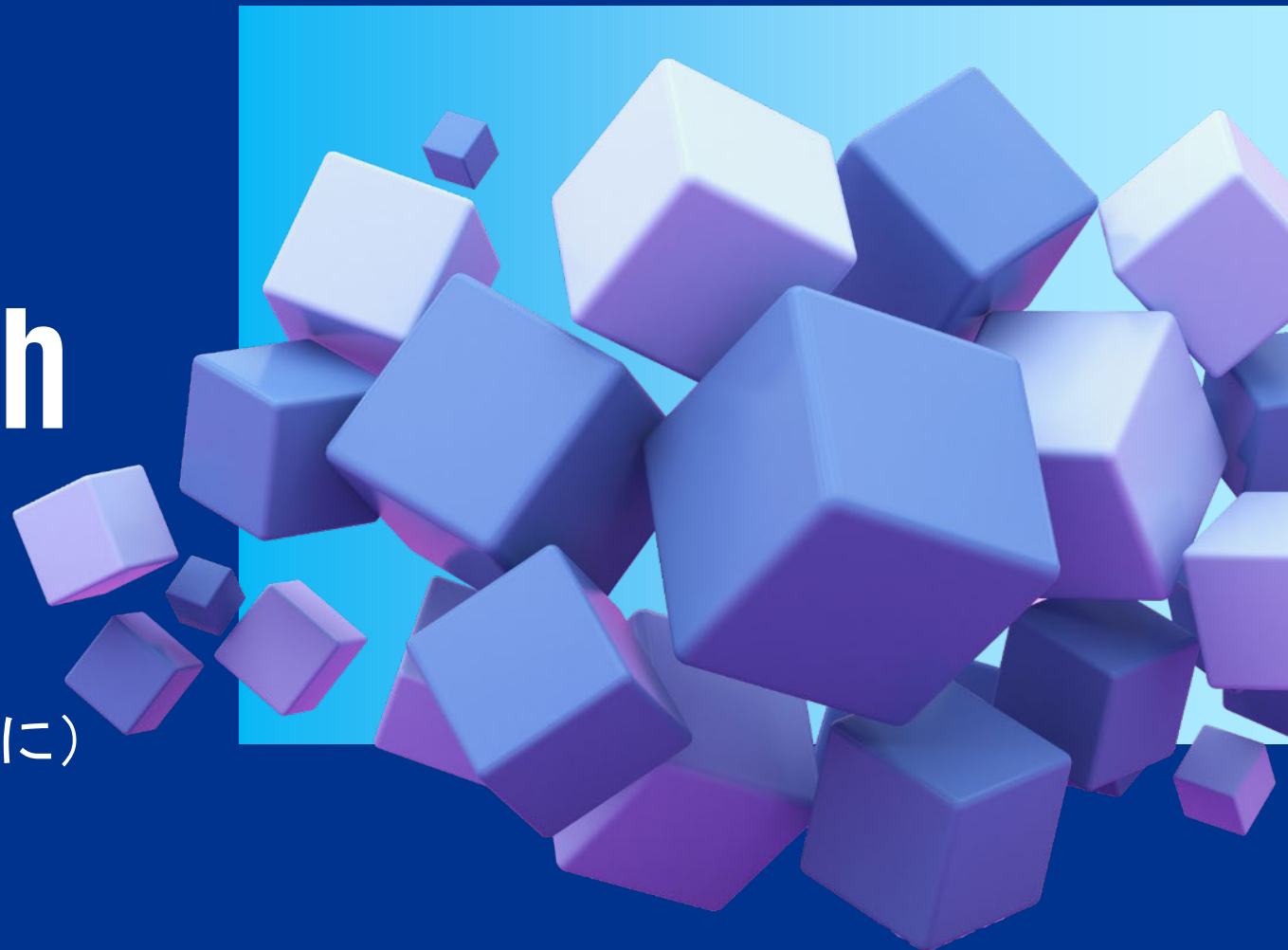


Keep „*arm's length*” to build strength

Transfer Pricing in Polish practice

ポーランド移転価格税制対応
の勘所（移転価格調整を中心に）

2025年4月8日



本日の議題

1. 独立企業間原則 – 会社にとって意味すること？

- 独立企業間原則の定義
- TPR-C様式における独立企業間原則に関する移転価格供述書
- 会社、経営陣のリスク

3. 独立企業間原則に基づく取引を確実に行うための方法

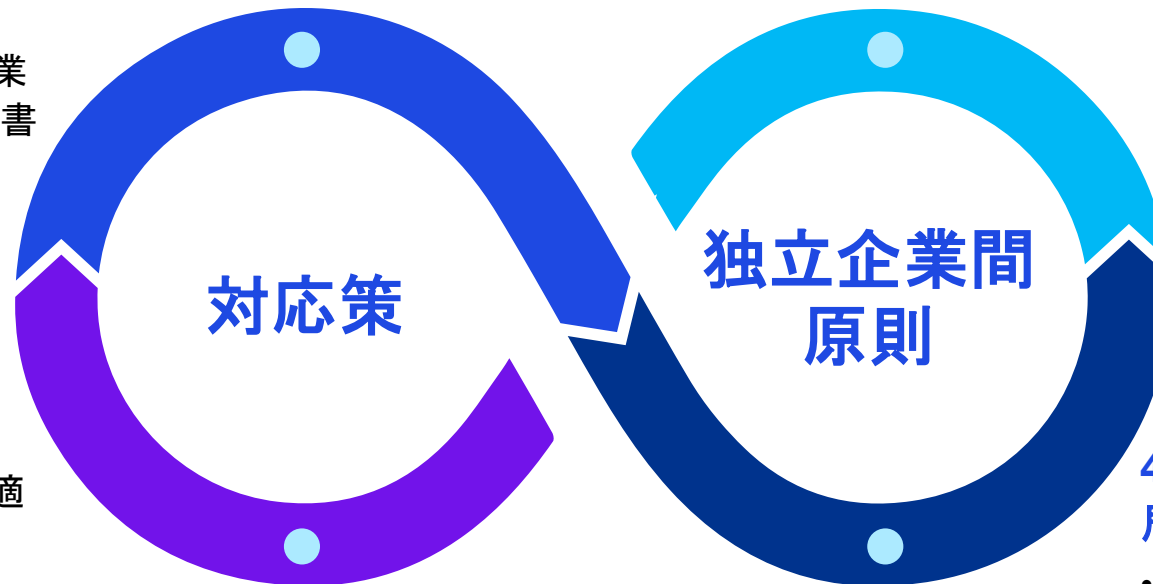
- グループにおける拠点の機能に適合した移転価格方針
- セーフハーバー規定
- 実際の取引価格を独立企業間取引レンジへ調整（移転価格調整）

2. 取引が独立企業間原則に基づいているか否かの評価

- 移転価格文書は、取引が独立企業間価格で実施されているかを確認することを目的としている。
- 移転価格報告は、税務当局に取引に関するベンチマークを提供することを目的としている。

4. 移転価格方針に関する税務当局からの確認の取得

- APA（事前確認制度）により納税者は実施する取引が独立企業間原則に基づいているか税務当局から確認を得ることが可能



1. 独立企業間原則

会社にとって意味すること？

01

独立企業間原則の定義

法人税法第 11c 条*

「関連企業は、非関連企業間で合意される条件に基づいて移転価格を設定する義務がある。」

<主な論点>

- 「関連事業体」とみなされるのはどのような事業体か？ 重要な影響力を及ぼすとはどういう意味か？
- タックスヘイブンに拠点を置く事業体とのどのような取引が対象になるか？
- 取引のどのような条件を考慮すべきか？

02

TPR-C様式における独立企業間原則に関する移転価格供述書

TPR-C 様式の一部として、取締役会のメンバーは、関連会社 あるいは タックスヘイブンに拠点を置く会社との取引が独立企業間原則に基づいて実施されていることを表明する。

<主な論点>

- 取引が独立企業間価格で実施されているか否かの判断
- どの取引についてベンチマーク分析を実施する必要があるか？
- 外国人が TPR-C 様式に署名する場合の留意点
- TPR-C 様式の提出時期および方法

03

会社、経営陣のリスク

- 会社：追徴課税および重加算税
- 取締役メンバー：署名したTPR-C様式および会社の事業活動に対する個人責任

<主な論点>

- 追徴課税リスクの抑制
- 取締役メンバーへの責任に対するリスクの抑制

*OECDモデル租税条約第9条に基づく

2. 独立企業間取引

取引が独立企業間原則に基づいているか否かの評価

ローカル ファイル

ローカル ファイルの主な目的は、取引が独立企業間原則に基づいて行われていることを示すこと

マスターファイル

マスター ファイルの主な目的は、グループの移転価格方針が独立企業間原則に基づいていることを示すこと

国別報告書、国別報告通知書

国別報告書は、国間の人為的な利益移転の事例を特定可能

ORD-U様式

ORD-U 様式による報告の目的は、税務当局が非居住者との契約を分析するための主要な情報を入手すること

TPR-C様式

TPR-C 様式による報告の目的は、税務当局が取引が独立企業間原則に基づいて行われているかどうかを分析するための主要な情報を入手すること

ベンチマーク分析

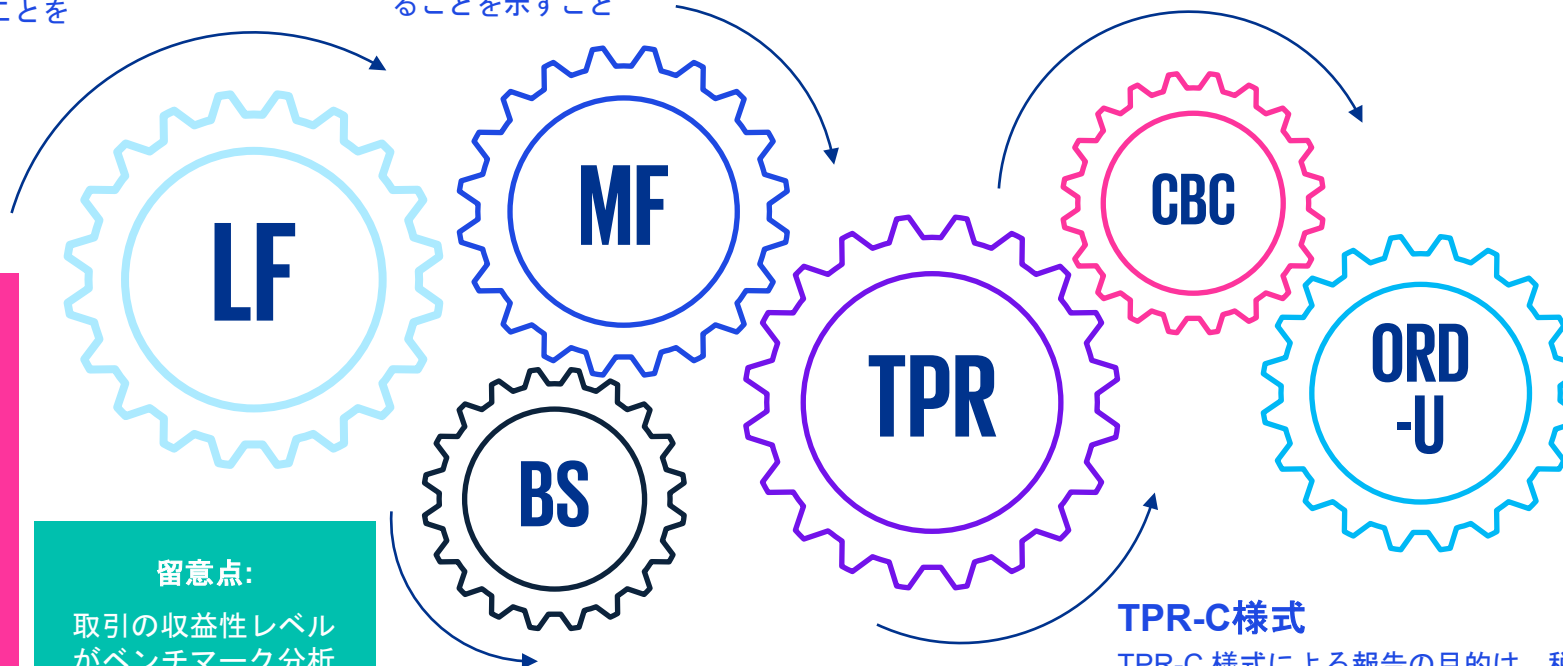
ベンチマーク分析の主な目的は、独立企業間価格レンジを算定すること

留意点:

取引の収益性レベルがベンチマーク分析の利益水準指標 (PLI) の範囲内にあるかを常に再確認

留意点:

- 移転価格税制による要請事項・義務の適切な把握
- 文書化が義務付けられる基準額の確認
- 文書化される取引の種類の確認
- 「同質な」取引とは何か？



3. 独立企業間取引の結果

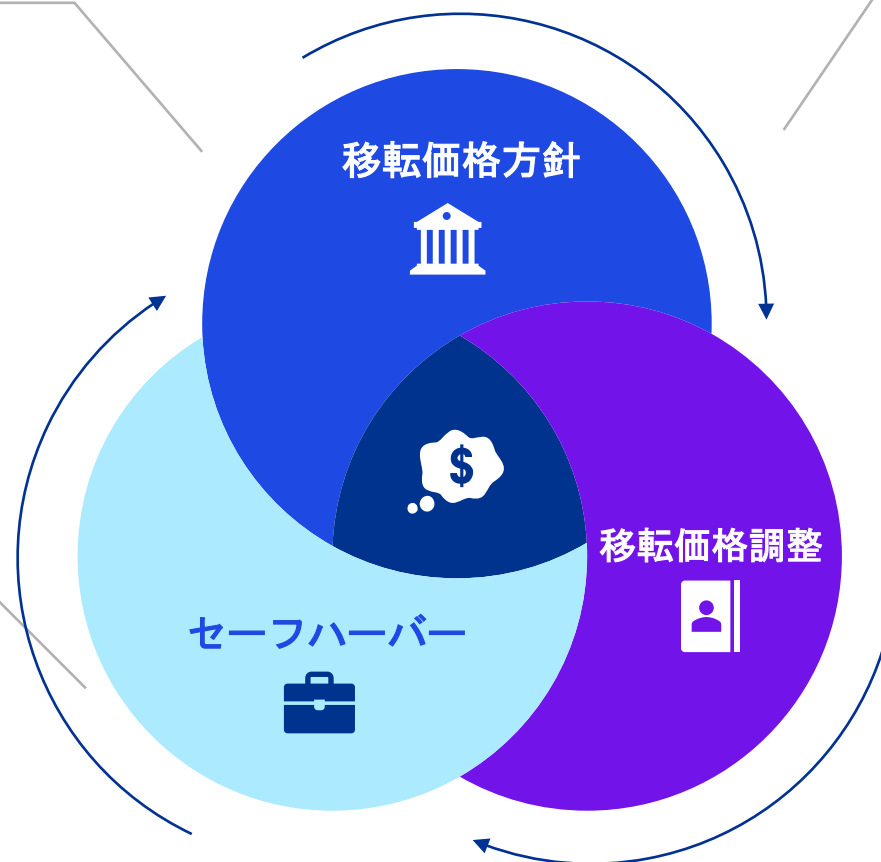
独立企業間原則に基づく取引を確実に行うための方法

移転価格方針

- グループ企業の機能分析が移転価格方針設定の出発点
- 限定的なリスクの卸売り業者（LRD）や委託製造業者が損失計上している場合、移転価格方針の再分析が必要と考えられる
- ベンチマーク分析の結果（各対象取引の利益水準指標（PLI））により独立企業間取引の範囲内にあるかの確認

セーフハーバー規定

- 一定の条件を満たす取引について、独立企業間取引として認められることを保証
- セーフハーバーの対象となるのは2種類の取引のみ（付加価値の低いサービスとローン）
- 充足すべき条件が明確でない（曖昧な）場合もある



移転価格調整

- ポーランドにおいては、法定の要件を満たす場合には、一般的に移転価格調整が行われている。
- 独立企業間取引原則を考慮せずに開始された関連者間取引を事後的に市場価格レベルの取引価格に調整することを意図したものではない。
- ポーランドの税務当局は、機能とリスクが限定的な拠点が損失を出している場合、その収益性は常に独立企業間レベルに調整されることを期待している。

主な論点

- 移転価格調整を実施するためには、どのような条件を満たす必要があるか？
- 移転価格調整の理由は何か？
- 利益水準指標（PLI）はベンチマーク分析による独立企業間取引レンジのどの地点まで行うべきか？
- TP 調整はいつ（どの事業年度で）認識する必要があるか？
- 移転価格調整を実施するために、どのような会計証憑を使用する必要があるか？

3. 独立企業間取引の結果

移転価格調整の実務

法人税法第11e条：納税者は、以下の条件をすべて満たす場合、収益または費用の額を変更することにより、移転価格調整を行うことができる。

調整は、

a) 一般原則に従った調整（通常の認識違いや計算ミス）

b) 移転価格調整

のいずれかに調整する目的と理由に応じて分類・定義される。

移転価格調整は、法人税法第 11e 条に規定された規則および条件に従って実施される必要がある。
※

移転価格調整は、課税年度中（定期的に）または課税年度終了後に実施することが可能

移転価格調整は、原則として、当該課税年度の年次申告書の提出前に行う必要がある。

移転価格調整によって取引価格そのものが変更されるのではなく、会社の収益性を市場レベルに調整することを目的とする場合、そのような調整は VAT の対象外となる。

税務当局は ベンチマークスタディの結果の四分位範囲（第1四分位数から第3四分位数までの範囲）で収益性を推定するが、中央値を好む傾向がますます強まっている。

- 1) conditions established in the law or in administrative practice, and the price of the transaction is not at arm's length.
対象取引の価格は、当時の非関連者間取引に相応する価格が設定されている。
- 2) there has been a significant change in the circumstances and tax or financial position of the taxpayer or the related parties, and the adjustment is required.
該当年度に取引条件、あるいは費用の発生、収益に与える著しい環境変化があった。
- 3) at the time of the adjustment, the taxpayer or the related parties have not been able to obtain the necessary information from the other party to the transaction.
調整のタイミングにおいて、取引の相手先が同額の移転価格調整を行った会計証憑が発行されている
- 4) there is a change in the law or in administrative practice, or in the tax or financial position of the taxpayer or the related parties, and the adjustment is required.
上記3の取引相手である関連会社の所在国とポーランドが情報交換に関する法的な取り決めがある。

税額の上方修正:

- 第 11e 条 1 項から 2 項の条件が満たされている場合 - 関連する期間の調整（＝発生した事業年度の申告書を修正）
- 第 11e 条 1 項から 2 項の条件が満たされていない場合 - いわゆる一般原則に従った調整（＝現在の申告書において過年度分を修正）

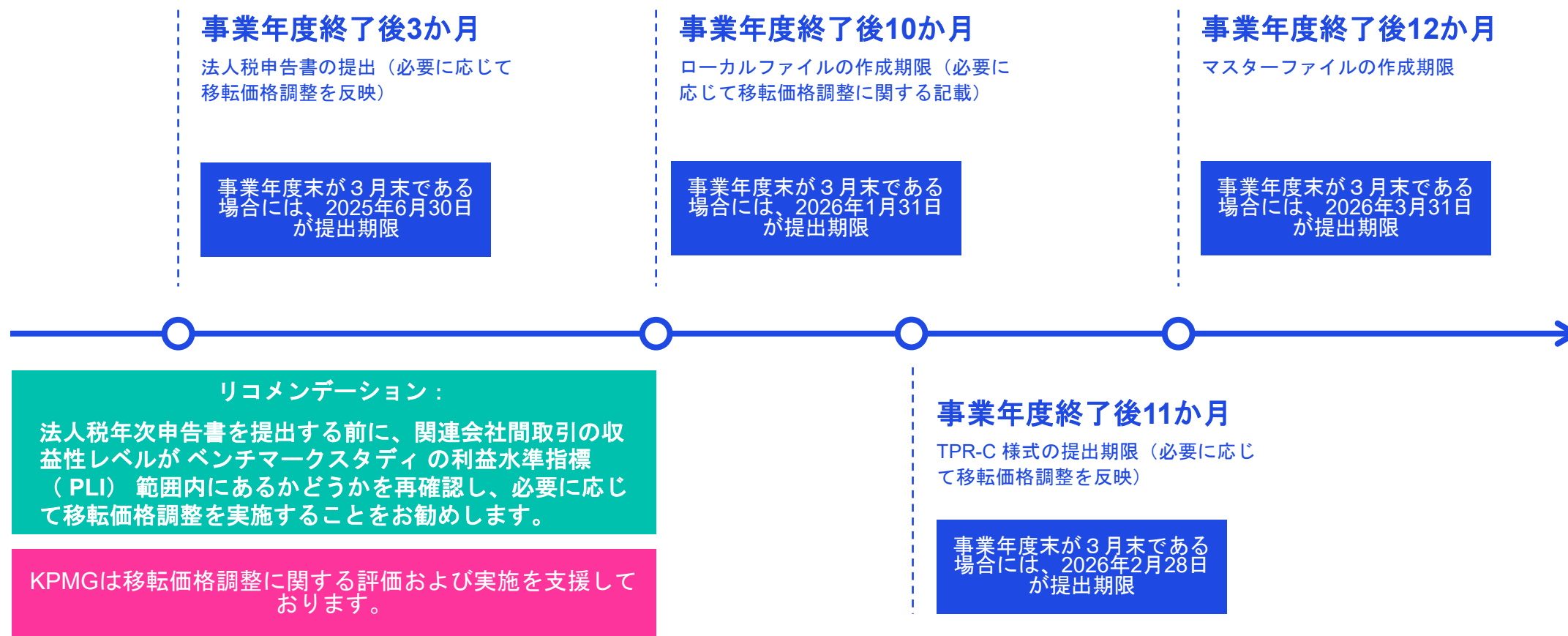
税額の下方修正:

- 第 11e 条の 1 ～ 4 の条件が満たされている場合 - 関連する期間の調整（＝発生した事業年度の申告書を修正）
- 第 11e 条の 1 ～ 4 の条件が満たされていない場合 - このような場合には調整を行うことはできず、調整によって生じた費用は税控除対象費用として認識できない。

※国際紛争解決手続き (MAP、APA) 内で外国税務当局による追徴課税が行われた課税年度の 移転価格調整は、ポーランドの 移転価格規制の下では 移転価格調整 とはみなされない。

3.独立企業間取引の結果

移転価格調整における重要なタイムライン



4. 移転価格事前確認 (APA)

移転価格方針に関する税務当局からの確認取得

移転価格事前確認 (APA) は、関連間取引における移転価格を決定する方法の選択とその方法を適用できる条件が、いずれも独立企業間取引原則に則ったものであることを納税者が税務当局の局長から確認できるようにする解決策である。

- APA は最長 5 年間発行可能であり、さらに最長 5 年間更新可能
- ローカル ファイルの作成が免除 – ただし、取引は引き続き TPR-C 様式による 報告の対象となる。

2026年3月期に向けた移転価格事前確認 (APA) の申請書提出にはいいタイミングです。

779

APAの新規申請および更新申請数
(2006～2024年6月30)

109

バイラテラルAPAの新規申請および更新申請数
(2006～2024年6月30)

APA発行に要する期間:

- ユニラテラル: 6か月
- バイラテラル: 12か月
- マルチラテラル: 18か月

バイラテラルAPAが発行されたあるいは審議中の相手国*:

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| ▪ オーストリア | ▪ 英国 | ▪ スロバキア |
| ▪ ベルギー | ▪ アイルランド | ▪ スペイン |
| ▪ デンマーク | ▪ イタリア | ▪ スウェーデン |
| ▪ フィンランド | ▪ リトアニア | ▪ スイス |
| ▪ フランス | ▪ ルクセンブルク | ▪ 米国 |
| ▪ ドイツ | ▪ オランダ | |

KPMGは移転価格事前確認 (APA) の申請および交渉支援しております。

*出所: ポーランド財務省 (KPMGからの質問に応じた回答)



Thank you! ご清聴ありがとうございました。



**Monika
Palmowska**
Tax Partner

M: +48 508 047 524
E: mpalmowska
@kpmg.pl



**Barbara
Popowska**
Senior Tax Manager

M: +48 500 074 375
E: bpopowska
@kpmg.pl



**Ireneusz
Ledzion**
Tax Supervisor

M: +48 508 587 197
E: iledzion@kpmg.pl



野村 雅士
Masashi Nomura

Director, Japanese Desk

E: mnomura1@kpmg.pl
M: +48 604 496 342



KPMG Poland

© 2025 KPMG Tax M.Michna sp.k., a Polish limited partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public